

# 令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

## 【家計急変世帯対象給付】

- 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- 令和5年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、通常給付の書類で申請してください。

・申請書等は、神奈川県ホームページから入手してください。

(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn>



※保護者等とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県私学振興課にお問い合わせください。

### 支給対象となる世帯

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和4年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
①個人事業者 (所得見込額)	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者 (給与収入見込額)	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。  
(例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）場合  
給与収入見込額が、父2,214,286円未満、かつ母1,000,000円未満である必要があります。
- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

- (2) 認定基準日(※)現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- (3) 認定基準日(※)現在、生徒が高等学校等に在学していること

(※) 認定基準日

令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。

令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

## 家計急変事由について

令和4年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または給与減額等があった場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
  - イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等になった場合
  - ウ 保護者等の離婚（死別）等があった（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
  - エ 保護者等の傷病等により収入が減収した場合等
- ※ 保護者等が一人でも海外赴任中（海外在住）の場合は家計急変の対象とはなりません。

## 提出期限・提出先等

提出書類は、「(別紙)提出書類一覧表」をご確認ください。

最終提出期限 **令和6年1月19日(金)まで(当日消印有効)**

提出先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部  
私学振興課 奨学給付金担当

- ・ 提出期限以降の申請につきましては、受付できません。
- ・ 郵送により提出してください。最終提出期限日の消印有効ですので、時間に余裕をもって提出してください。（例年、料金不足等で消印が間に合わない場合がありますのでご注意ください）
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。簡易記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

問合せ先 電話 045-210-3793（直通）  
(8:30~12:00、13:00~17:15（土・日・祝日、年末年始を除く））

## 支給額

世帯区分	支給額(年額)
非課税世帯 第1子(全日制・定時制)	137,600円
非課税世帯 第2子(全日制・定時制)	152,000円
非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

上記金額は令和5年7月1日以前に家計が急変した場合の支給額です。7月2日以降に家計が急変した場合は、「(別紙)支給額(詳細)」をご覧ください。第1子、第2子の別については、「高校生等奨学給付金(家計急変世帯給付)給付対象者及び給付額チェックシート」で確認ください。

## 支給時期について

令和5年11月中旬頃から令和6年3月中旬頃を予定しています。

- ・ (不)支給の決定を通知いたします。
- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。